

北海道公報

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

目次

ページ

○ 特定調達契約（本庁舎清掃業務）に係る入札の公告	（総務部総務課）	一
○ 特定調達契約（道庁別館清掃業務）に係る入札の公告	（総務部総務課）	三
○ 公募抽選による道有財産（土地）の売却	（管財課）	四
○ 特定調達契約（データ入力業務その一）（その四）に係る資格に関する公示	（情報政策課）	五
○ 特定調達契約（データ入力業務その一）（その四）に係る入札の公告		
○ 結核予防法による医療担当機関の指定	（情報政策課）	六
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項（変更）の届出（五件）	（保健予防課）	八
○ 土地改良法による道営換地処分	（地域産業課）	八
○ 道営土地改良事業変更計画の決定	（農地調整課）	一一
○ 肥料の登録の有効期間の更新	（土地改良指導課）	一一
○ 肥料の登録事項の変更の届出	（流通対策課）	一一
○ 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業補助対象経費、補助率等の決定（水産林務部所管分 その三）	（流通対策課）	一一
○ 漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正	（水産林務部総務課）	一一
○ 生産事業者の登録の内容の変更の届出	（水産経営課）	一一
○ 知事権限に係る保安林の指定（二件）	（森林整備課）	一一
○ 公共測量の実施の通知	（治山課）	一一
○ 道路の区域の変更	（建設部総務課）	一一
○ 道路の区域の変更及び供用の開始（二件）	（道路整備課）	一一
○ 河川区域の指定の一部改正	（道路整備課）	一一
○ 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	（河川課）	一一
○ 平成十三年度屋外広告物講習会の開催	（砂防災害課）	一五
○ 都市計画事業の認可	（まちづくり推進課）	一六
○ 都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の事業計画の変更	（都市環境課）	一七
○ 都市計画事業の事業計画の変更の認可	（都市環境課）	一七
○ 都市計画事業の事業計画の変更の認可	（公園下水道課）	一七

公 表

○ 保安林の皆伐面積の限度

（治山課）

一八

支庁告示

○ 特定調達契約に係る落札者等の公示

一一

○ 建築基準法による一定の複数建築物の認定

一一

○ 特定調達契約（十勝合同庁舎清掃業務）に係る資格に関する公示

一一

○ 特定調達契約（十勝合同庁舎清掃業務）に係る入札の公告

一一

道教育庁上川教育局告示

○ 一般競争入札（物品の購入）の実施

二四

告

示

北海道告示第141号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラウケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。）一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月1日(金)から22日(金)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 124

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総務部総務課)

(2) 入 札 日 時 平成14年3月14日(木)午前10時
(郵送による場合は、平成14年3月13日(水)までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要
10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 124

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B . Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M. March. 14, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than March. 13, 2002)

C . Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government.
Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8558 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 22-124

北海道告示第 142 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 北海道庁別館清掃業務（3階から5階まで）一式
イ 北海道庁別館清掃業務（6階から8階まで）一式
ウ 北海道庁別館清掃業務（9階から11階まで）一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1936号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時15人以上雇用していること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年2月1日（金）から22日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総務課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 124

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用

会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総務部総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 北海道庁別館清掃業務（3階から5階まで）

平成14年3月14日（木）午前10時30分

（郵送による場合は、平成14年3月13日（水）までに必着）

イ 北海道庁別館清掃業務（6階から8階まで）

平成14年3月14日（木）午前11時

（郵送による場合は、平成14年3月13日（水）までに必着）

ウ 北海道庁別館清掃業務（9階から11階まで）

平成14年3月14日（木）午前11時30分

（郵送による場合は、平成14年3月13日（水）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 124

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

(A) Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)

(B) Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)

(C) Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 11th floor, inclusive)

B. Bid tendering date and time :

(A) 10 : 30 A. M. March. 14, 2002

(If mailed,bids must arrive no later than March. 13, 2002)

(B) 11 : 00 A. M. March. 14, 2002

(If mailed,bids must arrive no later than March. 13, 2002)

(C) 11 : 30 A. M. March. 14, 2002

(If mailed,bids must arrive no later than March. 13, 2002)

C. Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government.
Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8558 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 22-124

北海道告示第 143 号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所 在 地 番	地目	面積(㎡)	売 払 価 格	抽 選 日 時
公募 - 3	深川市4条20番10	宅地	247.24	4,590,000円	平成14年2月28日 午前11時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

(1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含む。）の建設工事を完了しなければならない。

(4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(5) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(6) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(7) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部管財課財産第二係
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 417

5 公募抽選の場所
深川市2条18番6号
北海道深川保健所会議室

6 公募抽選申込書の提出
応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。
(1) 提出期限 平成14年2月22日(金)
(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部管財課財産第二係
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 417

7 買受予定者の決定方法
一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開
抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第144号
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成14年2月1日

1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約
ア 平成14年2月1日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するための

データ入力業務(その1)委託契約
イ 平成14年2月1日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その2)委託契約
ウ 平成14年2月1日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その3)委託契約
エ 平成14年2月1日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その4)委託契約

(2) 資格
ア 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その1)の資格
イ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その2)の資格
ウ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その3)の資格
エ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その4)の資格
(アからエまでについて以下「資格」という。)

(3) 特定役務の種類
大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務委託

2 資格要件
次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成14年1月31日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。
(5) 平成14年1月31日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
(6) 資本金は300万円以上であること。
(7) ヘリコプター機能を有するデータエントリ-機器の保有台数
ア (その1)24台以上
イ (その2)24台以上
ウ (その3)4台以上
エ (その4)8台以上
(8) キーパンチャー要員数
ア (その1)38名以上
イ (その2)37名以上
ウ (その3)6名以上
エ (その4)12名以上

第 1336 号

報 國 日

(9) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。 (10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。 (11) 道付近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常動していること。 (12) 受注及び納品体制について 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第18号）に規定する休日並びに平成14年12月28日から平成15年1月5日まで以外の日で、道の指定する日の午後1時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。 なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。 (13) 道が指定するデータ入力業務で、午後1時30分までに発注したものについて発注当日の納品（午後4時30分まで）が可能であること。ただし、(13)についてはその1のみ適応とする。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年2月13日から3月1日までの間にしなければならない。 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を持参提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道総合企画部情報政策課 イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 222	
5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第145号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日エラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年2月1日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）のうち、英数・カタカナ文字の入力に係る1文字当たりの単価 英数・カタカナ文字 調達予定数量 67,623,000字 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る1文字当たりの単価 漢字・ひらがな文字 調達予定数量 1,379,000字 イ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）のうち、英数・カタ	

カナ文字の入力に係る１文字当たりの単価	
英数・カタカナ文字	調達予定数量 32,360,000字
大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その２）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る１文字当たりの単価	
漢字・ひらがな文字	調達予定数量 0字
ウ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その３）のうち、英数・カタカナ文字の入力に係る１文字当たりの単価	
英数・カタカナ文字	調達予定数量 17,380,000字
大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その３）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る１文字当たりの単価	
漢字・ひらがな文字	調達予定数量 646,000字
エ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その４）のうち、英数・カタカナ文字の入力に係る１文字当たりの単価	
英数・カタカナ文字	調達予定数量 11,620,000字
大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その４）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る１文字当たりの単価	
漢字・ひらがな文字	調達予定数量 1,953,000字
(2) 調達をする特定役務の仕様等	入札説明書による。
(3) 契約期間	平成14年４月１日から平成15年３月31日まで
(4) 納入場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課
2 入札に参加する者に必要な資格	
平成14年北海道告示第144号に規定する大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務の資格を有すること。	
3 契約条項を示す場所	
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階 情報政策課 システム分析室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総合企画部情報政策課）
(2) 入札日時	ア 平成14年3月19日 午前10時 イ 平成14年3月19日 午前10時35分 ウ 平成14年3月19日 午前11時10分 エ 平成14年3月19日 午前11時45分

(郵送による場合は、平成14年3月18日午後5時までに必着)	
(3) 開札場所	(1)に同じ。
(4) 開札日時	(2)に同じ。
5 入札保証金	
入札保証金は、免除する。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交付場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課
(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。
7 落札者の決定方法	
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められたそれらの予定価格（単価）の制限の範囲内であってかつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの子定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。	
8 契約書作成の要否	
要	
9 その他	
(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札書の記載方法	
入札は、英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字の入力に係る１文字当たりの単価で記載すること。	
この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。	
(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。	
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。	
(4) 入札説明会の日時及び場所	
ア 日時	平成14年2月13日 午後2時
イ 場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階 情報政策課システム分析室
(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名称	北海道総合企画部情報政策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 222

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the services to be required :

a. Nature

(a) Data entry (Roman alphabet, numeral and katakana) (part 1～4 of the data)
into large-scale computer for Data Management Division

(b) Data entry (Kanji and hiragana) (part 1～4 of the data) into large-scale computer
for Data Management Division
(Bidding price should be given for single Kanji and hiragana)

b. Quantity

1 - (a) Roman alphabet, numeral and katakana (Estimated quantity)

67,623,000 letters

1 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity)

1,379,000 letters

2 - (a) Roman alphabet, numeral and katakana (Estimated quantity)

32,360,000 letters

2 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity)

0 letters

3 - (a) Roman alphabet,numeral and katakana (Estimated quantity)

17,380,000 letters

3 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity)

646,000 letters

4 - (a) Roman alphabet,numeral and katakana (Estimated quantity)

11,620,000 letters

4 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity)

1,953,000 letters

B. Bid tendering date and time :

1 10:00 A. M. March 19, 2002

2 10:35 A. M. March 19, 2002

3 11:10 A. M. March 19, 2002

4 11:45 A. M. March 19, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than 5 P. M. March 18, 2002)

C. Contact :

Data Management and Planning Division,Department of Comprehensive Planning,

Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Ext. 23-222

北海道告示第 146 号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年 2 月 1 日

医 療 機 関 の 名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルネス薬局神山店	札幌臨床検査センタ ー株式会社	函館市神山 1 - 4 - 8	平成13.10. 1
アサヒ調剤薬局株式 会社十字街支店	アサヒ調剤薬局株式 会社	未広町 7 - 7	同 13.12. 3
大 手 町 薬 局	有限会社 高木薬品	大手町 1 - 19	同 14. 1.23
東野内科消化器科ク リニツク	東野 清	八幡町 21 - 12	同

北海道告示第 147 号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年 6 月 3 日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。

平成14年 2 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江別サティ

江別市幸町35番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和薬業株式会社 代表取締役社長 西村 孚

江別市角山68番地 2

第 1336 号	(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 （変更前）株式会社 マイカル北海道 （変更後）株式会社 ポスツール
	(4) 変更の年月日 平成14年 1月 1日
	(5) 変更する理由 会社名称の変更による。
	2 届出年月日 平成14年 1月18日
	3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道石狩支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成14年 2月 1日（金）から 6月 3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前 9時から午後 5時15分まで

北海道告示第 148 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年 6月 3日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着することができ。
平成14年 2月 1日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ポスツール函館
函館市西桔梗町213番 4 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ポスツール 代表取締役 大川 祐一

第 1336 号	(3) 変更した事項 札幌市白石区本通21丁目南 1 番10号 ア 大規模小売店舗の名称 （変更前） 函館サティ （変更後） ポスツール函館 イ 大規模小売店舗を設置する者の名称 （変更前） 株式会社 マイカル北海道 （変更後） 株式会社 ポスツール ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 （変更前） 株式会社 マイカル北海道 （変更後） 株式会社 ポスツール
	(4) 変更の年月日 平成14年 1月 1日
	(5) 変更する理由 経営政策上、会社名称及び大規模小売店舗名称の変更をするもの
	2 届出年月日 平成14年 1月18日
	3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道渡島支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成14年 2月 1日（金）から 6月 3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前 9時から午後 5時15分まで

北海道告示第 149 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年 6月 3日までに北海道後志支庁商工労働観光課に到着することができ。
平成14年 2月 1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
余市サティ
余市郡余市町黒川町12丁目62番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダイ北斗産業 代表取締役 大川 京子
札幌市中央区旭ヶ丘四丁目4番7号

(3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
（変更前） 株式会社 スイカル北海道
（変更後） 株式会社 ボスフール

(4) 変更年月日
平成14年1月1日

(5) 変更する理由
会社名称の変更による。
- 2 届出年月日
平成14年1月18日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間
平成14年2月1日（金）から6月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
帯広サティ
帯広市西4条南20丁目1番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
安田信託銀行株式会社 不動産企画部長 遠山 光良
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
（変更前） 株式会社 スイカル北海道
（変更後） 株式会社 ボスフール

(4) 変更の年月日
平成14年1月1日

(5) 変更する理由
会社名称の変更による。
- 2 届出年月日
平成14年1月16日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成14年2月1日（金）から6月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年6月3日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年2月1日

北海道告示第151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年6月3日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
釧路サテイ
釧路郡釧路町桂木1丁目1番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
釧路郡釧路町桂木1丁目1番地1
株式会社ささい 代表取締役 木内 周治
大阪府大阪市淡路町二丁目2番9号
株式会社コスモニー 代表取締役 篠田 伸生

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前) 株式会社 ヌイカル北海道
(変更後) 株式会社 ボスフール

(4) 変更の年月日

平成14年1月1日

(5) 変更する理由

会社名称の変更による。

2 届出年月日

平成14年1月18日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年2月1日(金)から6月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、鷹栖町北野南地区及び中富良野町渋毛牛地区の換地処分をした。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第153号

道営土地改良(北斗北地区ほ場整備[担い手育成型](区画整理、農業用排水、暗きよ、農道))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成14年2月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第154号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道第2773号	副産石灰肥料	53.0副産石灰肥料	アルカリ分53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 常呂町産業振興公社	常呂郡常呂町字岐阜14番地の7	平成17.2.27

北海道告示第155号

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定による届出があった。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号 生 産 業 者 の 名 称 変 更 の 内 容 変 更 年 月 日
北海道第2773号 株式会社 常呂町産業振興公社 変更事項 変更 前 後
肥料の名称 副産石灰 53.0副産石灰 平成14. 1.16

北海道告示第 156 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

(水産林務部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 木質バイオマス資源多角的利用促進緊急対策事業 林内に放置されている枝条や伐根など未利用の木質バイオマス資源の有効利用を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が木質バイオマス資源多角的利用促進緊急対策事業を行う事業主体（森林組合、林業者等の組織する団体）に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に表示する様式	共通第6号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
2 間伐材用途開拓促進事業 間伐材の用途開拓を促進するため、間伐材を利用した製品の試作・実証等に対し、予算の範囲内で補助する。	森林組合、林業者等の組織する団体	森林組合、林業者等の組織する団体が行う間伐材用途開拓促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 定款 別に表示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

北海道告示第 157 号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。
平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

1 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表声間加入区の項を削り、稚内加入区の項中「稚内市のうち大字声間村及び大字宗

谷村を除く区域並びに天塩郡豊富町一円」を「稚内市のうち大字宗谷村を除く区域及び天塩郡豊富町一円」に改める。

北海道告示第 158 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の内容に変更があった旨の届出があった。

登録番号 変更事項 変更前の登録内容 変更後の登録内容
北海道2287 氏名又は名称及び 大坂 和雄 有限会社 大坂林業
住所 広尾郡忠類村字忠類438 広尾郡忠類村字忠類438

北海道告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村95の2、字アイダウ又山ノ上611の2・2003・2004の1・2004の3・2004の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、611の1、字ニノ目沢308から310まで、大字赤石村字ニノ目山ノ上479の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第160号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町字絹丘417の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字絹丘417の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第161号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
- (2) 作業期間 平成14年1月17日から2月7日まで
- (3) 作業地域 松前町
- 2(1) 作業種類 公共測量（2級、3級基準点）
- (2) 作業期間 平成14年1月25日から3月18日まで
- (3) 作業地域 七飯町

北海道告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
然 別 余 市 線	余市郡余市町山田町725番4地先から 余市郡余市町山田町570番1地先まで	前	10.75mから 36.50mまで	1,484.79m	—	北海道小樽土木現業所
	余市郡余市町山田町720番地先から 余市郡余市町山田町570番1地先まで	前	6.00mから 15.75mまで	920.58m	—	
	余市郡余市町山田町725番4地先から 余市郡余市町山田町570番1地先まで	前	17.50mから 31.50mまで	686.08m	—	
	余市郡余市町山田町570番1地先まで	後	10.75mから 36.50mまで	1,484.79m	—	
	余市郡余市町山田町570番1地先まで	後	6.00mから 15.75mまで	920.58m	—	
赤 川 函 館 線	函館市赤川町447番2地先から 函館市赤川町396番地先まで	前	10.90mから 17.77mまで	449.60m	—	北海道函館土木現業所
	函館市赤川町396番地先まで	後	25.69mから 41.02mまで	444.56m	—	
	中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から 中川郡幕別町札内青葉町316番2地先まで	前	7.27mから 9.06mまで	551.65m	一般国道38号における 15.00mの間	
	中川郡幕別町札内中央町318番2地先から 中川郡幕別町札内泉町85番6地先まで	後	18.00mから 28.60mまで	705.11m	一般国道38号における 15.00mの間	
	中川郡幕別町札内泉町85番6地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで	前	11.07mから 16.07mまで	381.92m	—	
幕別帯広芽室線	中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から 中川郡幕別町札内青葉町316番2地先まで	前	7.27mから 9.06mまで	551.65m	一般国道38号における 15.00mの間	北海道帯広土木現業所
	中川郡幕別町札内中央町318番2地先から 中川郡幕別町札内泉町85番6地先まで	後	18.00mから 28.60mまで	705.11m	一般国道38号における 15.00mの間	
	中川郡幕別町札内泉町85番6地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで	前	11.07mから 16.07mまで	381.92m	—	
	中川郡幕別町札内泉町85番6地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで	後	18.00mから 30.50mまで	370.47m	—	
	中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで	後	30.50mまで	370.47m	—	

北海道告示第 163 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月1日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 苫小牧環状線
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
苫小牧市字錦岡521番231地 先から苫小牧市字錦岡536 番37地先まで	前	15.00mから 36.00mまで	420.00m	—
苫小牧市字錦岡536 番37地先まで	前	36.00mから 45.60mまで	398.80m	—
苫小牧市字錦岡536 番37地先まで	後	36.00mから 45.60mまで	398.80m	—

北海道告示第 164 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也			
2 路 線 名	下居辺高島停車場線				
3 道路の区域	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
中川郡池田町字美加登 5 番 1 地先から中川郡池田町字 高島132 番 1 地先（河川敷 地）まで			10.90m から	931.50m	――
			14.69m まで		
			9.70m から		
			42.00m まで	923.00m	――

北海道告示第 165 号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 2 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

本文中「第 6 条第 1 項第 3 号の区域」を「第 6 条第 1 項第 2 号の区域（樹林帯区域に限る。）及び第 3 号の区域」に、「次の表に掲げる河川」を「樹林帯区域に該当する土地の区域は、次の表に掲げる河川に係る当該右欄の図面の緑色で着色し、茶色の斜線を記入した部分に該当する土地の区域とし、河川法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する土地の区域は、次の表に掲げる河川」に改める。

表の 1 一級河川帯広川の項中「第 4 号図の 4 」を「第 4 号図の 5 」に改める。
（図面は省略する。）

北海道告示第 166 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年 2 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

1 (1) しゅん功認可の年月日 平成14年 1 月24日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア 氏 名 又は 名 称

北海道

イ 住 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 茅部郡砂原町字沼尻478番 1、478番 2、479番 1、479番

2 及び480番地先の公有水面

イ 区 域 次の 1 の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び 1

の地点と11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

漁港原点（X = - 208.661.310、Y = 40.586.090）から

方向角284度40分38秒の方向160.93mの地点

1 の地点から方向角24度58分14秒の方向2.76mの地点

1 - 1 の地点から方向角114度56分06秒の方向0.55mの

地点

1 - 2 の地点から方向角24度58分52秒の方向94.61mの

地点

2 の地点から方向角115度02分24秒の方向47.30mの地点

3 の地点から方向角205度08分17秒の方向20.32mの地点

4 の地点から方向角115度06分30秒の方向35.39mの地点

5 の地点から方向角204度55分25秒の方向27.80mの地点

5 - 1 の地点から方向角294度55分08秒の方向0.52mの

地点

5 - 2 の地点から方向角204度55分04秒の方向6.31mの

地点

6 の地点から方向角295度00分15秒の方向4.90mの地点

7 の地点から方向角256度17分26秒の方向12.79mの地点

8 の地点から方向角283度40分11秒の方向10.19mの地点

9 の地点から方向角256度33分12秒の方向38.29mの地点

10の地点から方向角270度44分59秒の方向21.93mの地点

11の地点

ウ 面 積 5,649.27 m²（海床地盛土1,561.73m²）

(4) 免 許 年 月 日 及び 番 号 平成11年 5 月20 日 砂防第73 - 28号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第

3 項の市町村名

2(1) しゅん功認可の年月日 平成14年1月24日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア 氏 名 又 は 名 称 北海道

イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 域 山越郡長万部町字大浜1番3及び7番1地先の公有水面

イ 区 域 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①

の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 漁港原点 (X = -167.822、207、Y = 9,511.757、北緯42

度29分20秒54.22、東経140度21分56秒59.74) から方向角

76度26分56秒の方向80.64mの地点

②の地点 ①の地点から方向角121度00分02秒の方向5.62mの地点

③の地点 ②の地点から方向角211度00分23秒の方向1.38mの地点

④の地点 ③の地点から方向角120度59分51秒の方向90.00mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角210度59分12秒の方向2.14mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角120度59分44秒の方向30.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角210度59分33秒の方向3.76mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角300度59分54秒の方向20.80mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角210度59分50秒の方向51.85mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から方向角120度59分49秒の方向20.80mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から方向角210度59分54秒の方向5.67mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から方向角300度59分50秒の方向30.00mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から方向角210度40分08秒の方向0.10mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から方向角300度59分55秒の方向35.85mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から方向角349度19分46秒の方向21.28mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から方向角0度02分04秒の方向11.66mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から方向角9度41分29秒の方向10.73mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から方向角0度27分15秒の方向11.60mの地点

ウ 面 積

(4) 免許年月日及び番号 平成11年2月5日 砂防第73-32号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第

3項の市町村名 長万部町

北海道告示第167号

北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)第14条の3第3項の規定により、平成13年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達也

1 開催の日時 平成14年3月5日(火)午前9時30分から午後5時まで

2 開催の場所 札幌市教育文化会館(札幌市中央区北1条西13丁目)

3 講習内容

(1) 講習科目及び時間数

講 習 科 目 時間数

屋外広告物に関する法令 2時間

屋外広告物の表示方法に関する事項 同

屋外広告物の施工に関する事項 2時間30分

(2) 講習の一部免除

次に掲げる者に対し、屋外広告物の施工に関する事項の講習科目を免除する。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

エ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、帆布製品製造取付けに関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

受 講 資 格 制限なし

5 受講申込書の受付期間

平成14年2月4日(月)から28日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)(郵送の場合は、2月28日(木)までに到着のものに限り受け付ける。)

6 受講申込先 北海道建設部まちづくり推進課(札幌市中央区北3条西6丁目 専用郵便番号 060-8588)

7 受講手続

(1) 受講申込書等の請求

受講申込書及び講習一部免除申請書は、北海道建設部まちづくり推進課、各支庁経済部建設指導課又は社団法人北海道屋外広告業団体連合会に請求すること。

(2) 提出書類

ア 受講申込書 イ 住民票抄本 ウ 写真（申込み前6か月以内に無帽正面上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもの） エ 講習科目の一部免除を受けようとする者は、講習一部免除申請書及び免除の事由に該当することを証する書面（免許状等の写し） （3） 受講手数料 3,000円（北海道収入証紙により納付すること。） 8 修了証書の交付 講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。 9 そ の 他 受講手続その他不明な点は、北海道建設部まちづくり推進課、各支庁経済部建設指導課又は社団法人北海道屋外広告業団体連合会に照会すること。	1 都市計画事業の種類及び名称 2 施行者の名称 3 事務所の所在地及び名称 4 事業地の所在 収 用 の 部 分 変更なし	北海道告示第 168 号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成14年2月1日	1 施行者の名称 帯広市 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（8・2・3号北栄グリーンロード） 3 事業施行期間 平成14年2月1日から平成20年3月31日まで 4 事業地 帯広市西8条南8丁目、西8条南7丁目、西9条南7丁目、西9条南6丁目、西9条南5丁目、西9条南4丁目、西9条南3丁目、西9条南2丁目及び西9条南1丁目地内	北海道知事 堀 達 也	北海道告示第 169 号 都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。 その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成14年2月1日	北海道知事 堀 達 也
1 都市計画事業の種類及び名称 2 施行者の名称 3 事務所の所在地及び名称 4 事業地の所在 収 用 の 部 分 変更なし	1 都市計画事業の種類及び名称 旭川市 2 都市計画公園事業 旭川圏都市計画公園事業 3・3・27号 東光ふれあい公園 3 事業の施行期間 平成9年7月1日から平成15年3月31日まで 4 事業地 変更なし ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 変更なし	北海道告示第 170 号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成14年2月1日	2(1) 施行者の名称 砂川市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 砂川都市計画公園事業 6・5・1号 日之出公園 (3) 事業の施行期間 昭和53年10月2日から平成15年3月31日まで (4) 事業地 変更なし ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 変更なし	北海道知事 堀 達 也	3(1) 施行者の名称 新十津川町 (2) 都市計画事業の種類及び名称 滝川都市計画緑地事業 101号 石狩徳富河川緑地 (3) 事業の施行期間 平成10年4月7日から平成15年3月31日まで (4) 事業地 変更なし	北海道知事 堀 達 也

イ 使用の部分 変更なし

公 衆

平成14年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成14年2月1日

北海道知事 堀 達 也

同一の単位とされる保安林の名称		皆伐面積の限度 ha	瀨 棚 町 同 保 健 保 安 林		1.32	洞 爺 地 区 土砂流出防備保安林		27.64
渡 島 南 部	水源かん養保安林	447.80	渡 島 別 川	水源かん養保安林	47.97	室 蘭 地 区 同	同	0.16
渡 島 東 部	同	1,396.13	堀 積 株 川	同	830.38	苫 小 牧 地 区 同	同	20.60
渡 島 北 部	同	74.72	積 丹 地 区	同	330.46	鶴 川 下 流 同	同	361.40
渡 島 南 部	土砂流出防備保安林	236.62	尻 丹 別 川	土砂流出防備保安林	557.56	豊 浦 町 防 風 保 安 林	同	0.76
渡 島 東 部	同	332.04	尻 丹 株 川	同	435.47	登 別 市 同	同	1.96
渡 島 北 部	同	1,021.82	積 丹 牧 地 区	同	5.22	早 来 町 同	同	0.90
渡 島 前 町	防 風 保 安 林	3.00	島 牧 都 内 町	防 風 保 安 林	2.12	追 分 町 同	同	0.50
知 七 飯 町	同	0.58	松 知 安 町	同	1.54	厚 真 町 同	同	5.12
砂 原 町	同	0.94	倶 知 安 町	同	5.56	吉 小 牧 市 同	同	4.94
森 雲 町	同	8.12	共 和 内 町	同	1.34	追 分 町 同	同	11.10
八 雲 町	同	3.28	岩 内 町	同	0.40	後 志 胆 振 川 保 健 保 安 林	同	6.76
長 万 部 町	同	4.48	小 丹 牧 村	同	0.86	沙 高 中 部 同	同	353.38
松 前 町	干 害 防 備 保 安 林	5.91	島 牧 村	干 害 防 備 保 安 林	7.90	日 高 中 部 同	同	617.54
南 茅 部 町	同	6.48	松 内 町	同	12.18	浦 河 地 区 同	同	1,159.06
長 万 部 町	同	5.50	黒 二 神 恵 丹 町	同	5.36	沙 高 中 部 同	土砂流出防備保安林	455.43
江 差 地 区	水源かん養保安林	358.41	二 神 恵 丹 町	同	9.08	日 高 中 部 同	同	130.58
江 差 地 区	同	339.47	積 丹 町	同	0.68	浦 河 地 区 同	同	299.74
江 差 地 区	土砂流出防備保安林	730.10	積 丹 町	同	1.60	門 別 町 防 風 保 安 林	同	6.06
北 檜 山 地 区	同	262.64	仁 松 木 町	同	3.06	新 冠 町 同	同	7.18
江 差 町	飛砂防備保安林	3.70	黒 蘭 越 丹 町	防 霧 保 安 林	6.38	同 高 同	干 害 防 備 保 安 林	4.90
北 檜 山 町	同	2.26	黒 蘭 越 丹 町	同	1.50	日 幌 地 区 保 健 保 安 林	同	1,193.86
北 厚 沢 町	同	1.08	積 丹 町	同	2.20	札 幌 地 区 水 源 かん 養 保 安 林	同	506.03
奥 尻 町	同	1.78	古 平 町	同	0.72	江 別 川 ・ 千 歳 川 同	同	1,115.94
北 檜 山 町	同	1.92	爺 蘭 地 区	同	0.84	厚 田 地 区 同	同	7.42
今 金 町	同	0.46	室 蘭 地 区	同	386.30	札 幌 地 区 同	同	2.80
上 ノ 国 町	干 害 防 備 保 安 林	10.18	苦 小 牧 地 区	同	293.12	石 狩 川 下 流 同	同	8.40
厚 沢 町	同	4.36	鶺 鴒 川 下 流	同	1,793.11	江 別 川 ・ 千 歳 川 同	同	3.56

厚田地区	土砂流出防備保安林	68.38	美瑛地区	同	3.80	初山別村	同	8.84
千歳市・恵庭市	同	10.30	石狩川上流	同	19.36	天塩町	同	20.22
北広島市	同	0.48	天塩川上流	同	666.48	十勝川下流	水源かん養保安林	188.34
江別市	同	7.20	鶴川上流	同	23.96	十勝川上流	同	276.94
札幌市・石狩市	同	23.52	旭川	防風保安林	0.34	音更川	同	311.24
当別町・新篠津村	同	17.24	美瑛市	同	3.00	利別川	同	1,657.06
厚田村	同	0.98	上川町	同	4.40	浦幌川	同	309.52
同	干害防備保安林	17.14	富良野市	同	0.88	広尾地区	同	68.84
幾春別川・夕張川	水源かん養保安林	2,997.64	南富良野町	同	1.20	十勝川下流	土砂流出防備保安林	278.88
石狩川中流	同	929.32	占冠野村	同	0.42	十勝川上流	同	1.62
雨竜川	同	1,862.15	和寒淵町	同	1.28	音更川	同	6.16
空知川下流	同	1,342.67	剣士別町	同	2.86	利別川	同	54.10
幾春別川・夕張川	土砂流出防備保安林	104.32	風連町	同	3.04	浦幌地区	同	307.62
石狩川中流	同	31.50	美深町	同	1.20	音更町	防風保安林	111.78
雨竜川下流	同	13.97	音威子府村	同	2.00	土幌町	同	39.64
空知川下流	防風保安林	18.94	南富良野市	干害防備保安林	0.44	上鹿町	同	38.00
由仁町	同	0.16	土風連町	同	39.68	追分町	同	25.78
長沼町	同	9.00	下川町	同	15.24	清新町	同	4.74
南幌町	同	4.88	上川南部町	同	10.80	清水町	同	20.76
岩見沢市	同	1.54	天塩川下流	保健保安林	0.36	芽室町	同	9.50
栗沢町	同	0.36	天塩川下流	水源かん養保安林	19.44	札内村	同	24.34
北村	同	4.06	留萌地区	同	186.12	更別村	同	49.92
美唄市	同	16.48	留萌地区	同	382.06	大更村	同	4.00
滝川市	同	0.78	天塩川下流	土砂流出防備保安林	23.88	大樹町	同	16.84
月形町	同	2.12	留萌地区	同	35.10	広尾町	同	24.30
栗沢町	干害防備保安林	3.18	留萌地区	同	102.06	幕別町	同	25.20
赤平市	同	3.04	留萌地区	防風保安林	3.80	豊足町	同	15.18
深川市	同	10.10	留萌地区	同	1.64	陸奥町	同	0.94
石狩市	保健保安林	100.46	留萌地区	同	2.20	浦幌町	同	10.06
空知川上流	水源かん養保安林	1,815.74	留萌地区	同	0.70	浦幌町	同	31.45
美瑛地区	同	566.84	留萌地区	同	26.70	浦幌町	干害防備保安林	0.18
石狩川上流	同	3,350.24	留萌地区	同	27.60	浦幌町	同	1.42
天塩川上流	同	2,558.21	留萌地区	同	29.64	浦幌町	同	2.20
天塩川上流	同	205.70	留萌地区	同	6.46	浦幌町	同	
空知川上流	土砂流出防備保安林	36.38	留萌地区	同		浦幌町	同	

忠大	類樹	村町	防霧保安林	22.28	標津	町	同	70.80	遠白	輕淹	町	同	0.60
豊尾	頃町	同	同	144.98	標津	町	同	1.80	湧紋	別町	同	同	0.88
浦幌	勝町	同	同	76.06	室海	市	干害防備保安林	9.78	興部	市	同	同	10.97
十		保健康保安林	239.46	標津	町	同	防霧保安林	242.86	雄武	町	同	同	3.64
阿寒川・音別川		同	130.26	根室	市	同	同	249.68	東藻	村	同	同	10.38
釧路川		同	1.82	別海	町	魚つき保安林	100.36	網走	市	同	干害防備保安林	同	19.08
厚岸地区		同	1,253.18	中津	町	同	3.68	津留	別町	同	同	同	0.46
阿寒川・音別川		同	210.10	釧路	町	同	7.68	置戸	町	同	同	同	0.34
釧路川		同	104.34	斜里	区	同	1.00	佐呂間	町	同	同	同	8.90
厚岸地区		同	176.44	網走	川	同	1.36	常呂	町	同	同	同	24.46
釧路川		同	5.86	斜里	川	水源かん養保安林	21.46	生田	町	同	同	同	5.10
厚岸地区		同	0.84	湧呂	川	同	288.06	遺輕	町	同	同	同	25.70
白糠		同	4.52	常呂	川	同	103.78	常呂	町	同	同	同	20.20
釧路市		同	7.24	湧呂	川	同	1,233.34	湧上	町	同	同	同	22.31
釧路市		同	4.32	渚滑	川	同	46.93	湧上	町	同	同	同	4.27
阿標茶屈		同	3.70	興部	区	同	129.91	興部	町	同	同	同	33.86
弟屈		同	32.31	斜里	区	同	446.43	西興	町	同	同	同	7.36
厚岸		同	14.64	網走	川	同	150.18	湧上	町	同	同	同	25.10
浜中		同	28.80	常呂	川	同	413.16	雄武	町	同	同	同	41.76
白糠町・音別町		同	56.38	渚滑	川	同	63.47	佐呂間	町	同	同	同	68.72
標茶		同	2.20	興部	区	同	10.38	常呂	町	同	魚つき保安林	同	0.04
厚岸		同	1.90	斜里	区	同	766.40	湧別	町	同	同	同	0.32
厚音		同	0.78	清里	町	同	17.02	網走	町	同	同	同	1.00
白糠		同	29.00	清水	町	同	10.16	網走	町	同	同	同	3.30
釧路市		同	30.42	小東	村	同	17.82	宗谷	区	同	同	同	20.80
釧路市		同	38.56	藻琴	町	同	12.36	利谷	区	同	同	同	310.58
阿寒		同	72.28	網走	町	同	2.62	宗谷	区	同	同	同	33.06
厚岸		同	30.28	網走	町	同	3.88	利谷	区	同	同	同	13.99
厚岸		同	242.24	網走	町	同	1.56	宗谷	区	同	同	同	7.50
厚岸		同	234.88	網走	町	同	0.66	宗谷	区	同	同	同	2.22
厚岸		同	439.18	網走	町	同	2.44	宗谷	区	同	同	同	8.48
厚岸		同	6.84	網走	町	同	3.64	宗谷	区	同	同	同	0.84
厚岸		同	30.00	網走	町	同	4.48	宗谷	区	同	同	同	11.60
厚岸		同	323.86	網走	町	同	13.10	宗谷	区	同	同	同	1.20
厚岸		同	191.10	網走	町	同		宗谷	区	同	同	同	

稚内市防風保安林	2.96	宗谷保健保安林計	飛砂防備保安林	5.96
猿払村干害防備保安林	37.30			1,594.30
中頓別町同	22.88			711.39
枝幸町同	4.96			1,887.30
利尻富士町同	3.64			17.74
稚内市同	34.66	保安林種別内訳 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	魚つき保安林	242.67
幸町魚つき保安林	1.10		計	47,963.37

収 入 長

北海道上川支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年2月1日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ソケット付取水管（チーズ付、散水支管φ75） 18本
- (2) ソケット付散水管（散水支管φ75、L=3,000） 7本
- (3) ソケット付散水管（散水支管φ75、L=6,000） 203本
- (4) ソケット付散水管（散水管φ50、L=3,000） 76本
- (5) ソケット付散水管（散水管φ50、L=6,000） 954本
- (6) チーズ管（散水支管φ75*50） 72本
- (7) チーズ管（散水支管φ75） 3本
- (8) チーズ管（散水支管φ75） 1本
- (9) エンドブラゲ（φ75） 40本
- (10) エンドブラゲ（φ50） 80本
- (11) ソケット付ボール弁（散水支管φ50） 80個
- (12) クロス管（散水支管φ75*50） 4本
- (13) 立ち上がりソケット付散水管（散水管φ50） 555本
- (14) ライザー管 555本
- (15) サポート 475本
- (16) スプリングラー（準高圧全回転 #40） 512本
- (17) スプリングラー（準高圧部分回転 #45） 43本
- (18) 加圧ポンプ（PTO式） 3個
- (19) 加圧ポンプ（エンジン式） 3個

2 落札を決定した日

平成14年1月16日

3 落札者の住所及び氏名

(1) 氏 名 株式会社キシイ

(2) 住 所 旭川市1条通13丁目右6号

4 落札金額

35,700,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道上川支庁告示第44号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目

北海道胆振支庁告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認可した。

平成14年2月1日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

1 認 定 番 号 第2号

2 認 定 年 月 日 平成14年1月22日

3 対 象 区 域 勇払郡厚真町上厚真10-49、50、51、52、53のうち、56のうち、57番地

4 申請者の住所及び氏名 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町長 藤原 正幸

5 縦覧図書の縦覧場所 北海道胆振支庁経済部建設指導課内
厚真町役場建設部都市施設課内

北海道十勝支庁告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年2月1日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年2月1日に一般競争入札の公告を行う北海道十勝合同庁舎清掃業務委託契約

(2) 資 格 北海道十勝合同庁舎清掃業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 北海道十勝合同庁舎清掃業務委託
2 資 格 要 件

(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の委託契約の資格を有する者
ア 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の委託契約の資格を有すること。
イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時20人以上雇用していること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(2) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の委託契約の資格を有しない者
ア 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 道税を滞納している者でないこと。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第6号の登録を受けていること。

カ 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
キ 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

ク 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時20人以上雇用していること。

ケ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(2)の力からケまでに掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年2月5日から20日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道十勝支庁総務部総務課

イ 提出先の所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもの
イ 中小企業等協同組合（協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

- 成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道十勝支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月1日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- 北海道十勝合同庁舎清掃業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
- 入札説明書による。
- (3) 契約期間
- 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履行場所
- 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成14年北海道十勝支庁告示第1号に規定する北海道十勝合同庁舎清掃業務委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所
- 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁 3階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部総務課）
- (2) 入札日時
- 平成14年3月15日 午前11時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所
- (1)と同じ。
- (4) 開札日時
- (2)と同じ。
- 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所
- 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部総務課
- (2) 交付方法
- (1)の場所で作付する。
- 7 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
- 要
- 9 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称
- 北海道十勝支庁総務部総務課
- イ 所在地
- 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
- 電話番号 0155 - 27 - 8502
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。

- (8) 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- A. Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the Tokachi Subprefectural Office of the Hokkaido Government. 1 set
- B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 15, 2001.
- C. Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-Chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan. Phone : 0155-27-8502

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月1日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- | | | |
|---|---------------|------|
| ア | A V テ ー ズ ル | 3 台 |
| イ | D V D - R A M | 2 台 |
| ウ | D V D + R W | 1 台 |
| エ | H U B | 1 台 |
| オ | M O ド ラ イ ア | 5 台 |
| カ | 資料提示装置 | 6 台 |
| キ | スキャナー | 33 台 |
| ク | スクリーン | 3 台 |
| ケ | ソフトウェア | 1 本 |
| コ | デジタルカメラ | 23 台 |
| サ | デジタルビデオカメラ | 4 台 |
| シ | ハードディスク | 4 台 |
| ス | パソコン | 17 台 |
| セ | パソコン収納バック | 33 台 |
| ソ | ビデオデッキ | 5 台 |
| タ | プリンター | 18 台 |
| チ | プロジェクトスタンド | 6 台 |
| ツ | 保管庫 | 4 台 |

テ 無線 LAN アクセスポイント 5 台
ト 無停電電源装置 1 台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年3月29日(金)
- (4) 納 入 場 所 ア 北海道旭川北高等学校
イ 北海道旭川商業高等学校
ウ 北海道旭川工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年2月1日から15日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地

北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地
北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道上川合同庁舎
3 階 入札室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係）
平成14年2月22日（金）午前11時（郵送による場合は、平成14年2月21日（木）までに必着のこと。）
- (2) 入 札 日 時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。
7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課 学校管理係 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	
8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁 上川教育局企画総務課 学校管理係 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117	

平成十四年二月一日

金曜日

二六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課